

令和3年8月24日

福津市議会

議長 江上 隆行 様

建設環境委員会

委員長 横山 良雄

建設環境委員会報告書

令和3年第3回福津市議会定例会において、本委員会に付託を受けておりました所管事務調査について、その調査結果を会議規則第110条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1. 調査事項

- (1) 農業政策の現状と今後の課題について
- (2) 産業廃棄物処理等関連施設の現状について

2. 期日

令和3年8月3日（火）

3. 調査にあたって

- (1) 農業政策の現状と今後の課題について

本市の基幹産業の一つである農業は、遊休農地の増加や有害鳥獣による農作物の被害、後継者不足などで、取り巻く環境は年々厳しい状況である。このような問題に対し、本市の農業政策の現状と課題について調査した。

- (2) 産業廃棄物処理等関連施設の現状について

産業廃棄物処理等関連施設の概要及び福岡県の立ち入り検査の現状、規制する条例等の検討について調査した。

4. 調査結果

- (1) 農業政策の現状と今後の課題について

遊休農地は、令和元年度から3年間で16ha増加し、令和3年度で総農地面積1,536haのうち50haである。遊休農地増加の主な原因は、農家総

数・農業従事者の減少、農業従事者の高齢化、後継者不足、鳥獣被害などがある。

毎年、農業委員会委員が現地に出向き農地利用状況調査を実施している。それを受け、市は荒れている農地の所有者に対し利用意向調査を行い、賃借の業務を受け持つ福岡県の農地中間管理機構が担い手への農地の利用集積・集約化を軸に遊休農地の解消を図っている。また、新規参入者の促進や企業（農地所有適格法人）参入の推進も課題であり、本市が農業を守り遊休農地を増やさないためにも、関係機関と協力して情報の把握や共有をしている。

有害鳥獣イノシシの市内駆除数は平成30年度282頭から令和2年度472頭と増加傾向であり、主な駆除方法は箱わなや銃、網によるものである。宗像猟友会福津支部に駆除費用として補助金を交付し、ハンターの保険代や狩猟登録などにも活用している。また、宗像農協と連携し農業者等に電柵購入費用のおよそ半額を補助している。平成30年度18件57万4,277円、令和元年度29件93万855円、令和2年度41件169万6,771円となっている。

広域鳥獣害対策として、本市、宗像市、岡垣町で連携して鳥獣被害防止対策広域連絡協議会を設置し、国の補助金で協議会がイノシシ侵入防止柵（ワイヤーメッシュ）を一括購入し、農事区に貸与している。設置対象地は農地に限り、個人ではなく農家3戸以上での申請が条件となっている。また、協議会で購入した箱わなも貸与している。捕獲した有害鳥獣の処分は、本市、宗像市、宮若市、岡垣町で共同の鳥獣加工処理施設が宗像市にあり、広域で有害鳥獣駆除を行っている人が利用でき、駆除者の処分費用負担を軽減している。また、猟友会会員の高齢化で有害鳥獣の駆除者の後継者問題が発生している。近年、有害鳥獣の頭数が増加傾向で猟友会の負担も増えてきていることから、農作物被害が多い農家に鳥獣駆除免許の取得を推進し猟友会の会員を増やすことにより、鳥獣被害を防止することが重要である。

新規就農者数は、平成30年度8名、令和元年度9名、令和2年度4名である。廃業された農家のハウスを借り受け、イチゴやトマトの栽培が多い。独立自営就農する認定新規就農者に対しては、農業次世代人材投資資金（経営開始型）を交付している。また、地域実態に即した農業の担い手を育成・確保するための支援体制と事業推進を図るため、本市、宗像市、宗像農協、北筑前普及指導センター、むなかた地域農業活性化機構で構成するむなかた地域農業支援会議を設置している。

（2）産業廃棄物処理等関連施設の現状について

ヤード施設（目隠しをして外から見えない施設）が市内各所に見受けら

れ、県道上西郷薦野線に多数の事業所があり、国道3号線沿い、奴山、勝浦にも事業所が点在している。施設は大きく2種類に分類され、廃棄物を取り扱う廃棄物処理施設と有価物を取り扱う古物営業施設である。

廃棄物は、さらに一般廃棄物と産業廃棄物、使用済自動車などの再生利用を推進するものに分類される。

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規制され、福岡県が処理基準にかかる指導や許可を行っている。使用済自動車については、「自動車リサイクル法」で規制され、福岡県が登録や許可を行っている。有価物については、「古物営業法」で規制され、福岡県の公安委員会が許可を行っている。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「自動車リサイクル法」については許可の期限が原則5年間であるのに対して、「古物営業法」では期限がなく廃業するまでの許可となっている。

福岡県では、通常業務として保健所が許可した事業所に対して定期的に現地確認し、巡回指導を行っている。

平成30年度からは、福津市独自の4者（本市、福岡県、福岡県警、宗像地区消防本部）によるパトロールも行っている。目的は、上西郷ババノタニ周辺で火災が多発したことをきっかけに、許可を受けている廃棄物処理業の事業所や古物商の事業所を対象に火災予防の啓発を行うものである。併せて、事業所に対して事業内容の聴き取り調査を行い、各関係機関からの専門的な意見を伝えることで、法令に基づき事業を行う啓発活動にも繋がっている。事業所のパトロール実績は、平成30年度20カ所、平成31年度7カ所、令和2年度2カ所、3年間で合計29カ所である。このパトロールには地域の自治会も参加したこともあり、自治会と事業所がつながるきっかけとなっている。地域によっては、自治会と事業所が定期的な情報提供と意見交換等を行っている。

規制する条例の制定については、現段階では困難である。弁護士とも協議を行ったが、土地は個人の財産や権利の最たるものであるため何人たりともその権利を侵すことは出来ないという見解に至っている。しかし、何らかの改善策はないかと協議を行い、今年度、福津市開発事業指導要綱の一部が改正された。同要綱第2条「定義」において、類似行為について「建築物の建築又は特定工作物の建設を目的としない土地区画形質の変更」を追加することにより資材置き場などを含めることとなり、また同要綱第3条の「適用範囲」において、開発区域面積「1,000㎡以上」を「500㎡以上」に狭くすることにより、500㎡以上の資材置き場などを開発する場合を含めより多くの案件について、自治会、近隣住民などの利害関係者に対し事前に事業者から計画の説明を行わせることで不安や心配は改善されたとしている。

5. 委員会としての意見

(1) 農業政策の現状と今後の課題について

社会の変化に伴い、農業は専業から兼業へと変化しつつあり、後継者不足も顕著である。所得が見込める品種(いちごなど)に集中した支援で後継者づくりを強化する必要がある。また、農業に取り組みやすい基盤整備やほ場の整備、市街化調整区域内の遊休地を活用した計画的な企業誘致など、農地管理や農業施設管理が必要である。新規就農者が他県から多数集まってきた地域もあるので、これらの情報を入手・分析し、新規就農に繋げていただきたい。

鳥獣害対策では、農業従事者と市と関係団体が連携し、課題解決に向けてさらに協議をしていく必要がある。被害防止に特に有効とされるワイヤーメッシュは、1枚が高額でかなりの枚数が必要となるため自費での設置は困難な状況である。補助金等の支援策を再検討し、福津市独自の補助制度等を考える時期に来ている。農業が果たす役割は、安全安心な食料の供給のみならず多岐にわたるものである。農業従事者の負担を軽減し、基幹産業の農業を持続可能にするためにも、抜本的な政策が必要であると考えらる。

(2) 産業廃棄物処理等関連施設の現状について

産業廃棄物処理等関連施設の多くは農業地域や山間部にあり、施設から排出される水がため池等に流入して農業に被害を及ぼしかねないこと、施設の溜まり水が地下に浸透し飲料水が汚染されることなど、近隣住民の多くが水の問題を大変危惧している。

市内の多くの事業所は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の適用外で、全国的には、リサイクル名目で法が行き届かないいわゆるグレーゾーンで業を行っている事業所があり社会問題になっているため、住民が不安を感じている。このようなヤード施設に対しては、市が許可や規制をする立場ではないだけに、国や県による規制の強化を訴えるとともに、他自治体の条例などを参考にして少しでも有効な規制ができるよう研究が必要であると考えらる。